

奈良県告示第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、北道穂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和四年十二月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 今中 成典

葛城市北道穂七二

理事 吉村 恭信

四三

監事 堀川 佳秀

六三

監事 吉川 正典

一六二一三

監事 藏田 仁

五二

監事 吉川 孝子

一四七一四

監事 吉川 雅祥

八六一二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉村 恭信

葛城市北道穂四三

理事 今中 成典

七二

監事 堀川 佳秀

六三

監事 吉川 正典

一六二一三

監事 藏田 仁

五四一

監事 中川 武

二六五一八

監事 藏田 藏

一二

監事 吉川 吉

一九

監事 正典 仁

一九

監事 泰祐 正典

一九

監事 武 仁

一九